附則第一条第三号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第四号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第二条第三項中「及び第五項において「輸入者等」を「において「輸入者等」に改め、同条第五項中「輸入者等」を「輸入者」に改める。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の三の四の改正規定を削る。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の四の改正規定の次に次のように加える。

第九十条の五第一項中「第二七一〇・一九号の一の㈣」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

（罰則に関する経過措置）

**第百四条**　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第百五条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）

**第百六条**　政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

---

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

## 法律第百十五号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

**第一条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改める。

第十五条の九第三項中「第二十条の九の三第四項ただし書」を「第二十条の九の三第五項ただし書」に改める。

第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十七条の五第一項中「、決定又は賦課決定」を「又は決定」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税の均等割（第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人に対して課するものに限る。）若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は」を削り、「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課税標準若しくは」を「課税標準又は」に改め、「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少させる加算金の決定」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。

3　賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

第十八条第一項中「本款」を「この款」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十七条の五第二項又は前条第一項第一号」に、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」を「第十七条の五第二項の更正若しくは決定があった日又は前条第一項第一号」に、「又は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」に改める。

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「（第十四条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第十九条中「本款」を「この款」に改め、同条第五号中「第七十二条の四十九第一項」を「第七十二条の四十八の二第一項」に改める。

第二十条の九の三第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

第一章第十五節中第二十二条の次に次の一条を加える。

（虚偽の更正の請求に関する罪）

**第二十二条の二**　第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被疑人又は被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十四項の項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第二十六条の見出しを「（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二十七条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者